

令和7年 第3回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年3月5日(水) 午後2時00分～午後2時25分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(27名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人		
25番 服部清和	26番 荒川逸夫		28番 伊藤勝代
		31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(7名)

9番 牧野友彦	12番 伊藤幸弘	19番 伊藤正覚	23番 瀬古安志
24番 堀田勝彦	27番 大橋 功	30番 赤尾浩幸	

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、農地係長 川崎、会計年度任用職員 白木

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

10番 加藤 忍 11番 寺倉照秋

9 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。9番 牧野委員、12番 伊藤委員、19番 伊藤委員、23番 瀬古委員、24番 堀田委員、27番 大橋委員、30番 赤尾委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中27名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第3回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、10番 加藤忍委員、11番 寺倉照秋委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年3月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件4件、賃貸借権の設定1件です。

受付番号23番 海津町石亀字村前●●●●番、畑、397㎡。

譲渡人、各務原市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号24番 平田町須賀字丸山●●●●番、田、1,304㎡。

譲渡人、安八郡輪之内町、●●●●。譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号25番 南濃町山崎字大立●●●●番、田、現況 畑、317㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：交換

受付番号26番 南濃町山崎字大立●●●●番、田、現況 畑、430㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：交換

受付番号27番 賃貸借権の設定です。

南濃町駒野新田字苗代割●●●●番 外5筆、田、5,584㎡。

賃貸人、南濃町、●●●●。賃借人、養老郡養老町、株式会社 ●●●●。

申請事由：農業経営拡大 期間：10年 賃借料：10a当たり20,000円

別記3 審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号23番の案件について、18番 諏訪委員お願いします。

◎18番 諏訪委員

受付番号23番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は遠方におり、実家の母が耕作していましたが高齢による労力不足で管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号24番の案件について、21番 菱田委員お願いします。

◎21番 菱田委員

受付番号24番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、高齢による労力不足で管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号25番及び26番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号25番及び26番の案件については、申請の目的は、交換です。

以前より耕作していた場所に所有を一致させるため交換されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号27番の案件について、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号27番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大で、賃貸人は、高齢による労力不足で管理が困難であることから営農縮小を図り、賃借人は、農業経営を拡大するため賃借されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和7年3月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号28番 南濃町庭田字中道南●●●●番、田、現況宅地、510㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅・物置。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低いその他2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

既に住宅地、物置として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被

害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号28番を、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号28番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の物置です。

申請人は、申請地北側の住宅に居住し、昭和50年頃より住居及び物置として一体利用地されている追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年3月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件 6件です。

受付番号29番 海津町大和田字北浦●●●●番、田、現況 雑種地 330㎡。

譲渡人：羽島市、●●●●。譲受人：愛知県あま市、●●●●。

転用目的：自動車整備業 工場。

この案件の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えている第3種農地で、被害防除では東側に農地がありますが、コンクリートブロックを施工され、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号30番 海津町馬目字道下●●●●番、田、1,410㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：海津町、株式会社 ●●●●。

転用目的：土木建築業 重機・資材置場。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。

被害防除では東側に農地がありますが、ブロック擁壁を施工され、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号31番 平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外1筆、畑、合計999㎡。

譲渡人：平田町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号32番 平田町野寺字川田●●●●番 外2筆、田及び畑、現況 畑、合計1,611㎡。

譲渡人：羽島市、●●●● 外1名。譲受人：瑞穂市、●●●●。

転用目的：解体業 資材置場。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、西側に農地がありますが、コンクリートブロック擁壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号33番 南濃町駒野字城山西●●●●番 外1筆、田、合計931㎡。

譲渡人：養老郡養老町 外、●●●●外1名。譲受人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号34番 南濃町上野河戸字棚田●●●●番 外7筆、田及び畑、合計1,598㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●外1名。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。
転用目的、農地区分等は、受付番号33番と同じです。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号29番及び31番については、9番の牧野委員、30番の赤尾委員が欠席されておりますので、事務局から補足願います。

◎事務局（川崎農地係長）

受付番号29番の案件については、申請の目的は、自動車整備業 工場です。

譲受人は自動車整備業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるもので、問題ないと判断しております。

次に、受付番号31番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、問題ないと判断しております。

◎議 長

続きまして、受付番号30番を、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号30番の案件については、申請の目的は、土木建築業の重機・資材置場です。

譲受人は、近隣で土木建築業を営み、事業拡張に伴い売買により取得され、申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。以上です。

◎議 長

続きまして、受付番号32番を、26番 荒川委員お願いします。

◎26番 荒川委員

受付番号32番の案件については、申請の目的は、解体業の資材置場です。

譲受人は、瑞穂市や平田町勝賀で解体業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、隣接する宅地、山林と併せて売買により取得され、申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号33番を、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号33番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号34番を、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号34番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。はい、33番。

◎33番 伊藤委員

私のこれからの発言は、けっして人権を無視した発言ではないことを了解いただきまして、29番と32番の譲受人の申請当事者の方が、外国籍にある方、在留資格がある方かどうかわかりませんが、例えば外国籍の方とか、在留許可がないとかいう方が、農地法上申請されても問題ないのですか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

29番・32番の方の国籍・在留資格の農地法上の取り扱いですが、3条の申請ですと、在留資格期間があるか、永住権を持ってみえるかが審査対象となります。5条申請につきましても、国籍、在留資格等あるかどうか確認した上で、事業が成り立つかどうか審査しておりますので問題ないと判断しております。

◎33番 伊藤委員

はい、ありがとうございます、了解しました。

◎議 長

その他ありますか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、は、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 26名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

事務局、その他報告事項ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、13件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会 (午後2時25分)

議事録署名者

10 番

11 番

議 長